

誓約書

当社は、不動産の鑑定評価に関する法律 第25条

第1号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと

を誓約します。

年 月 日

兵庫県知事 殿

名称・商号

株式会社〇〇不動産鑑定

申請者氏名

(代表者職氏名)

代表取締役 兵庫 太郎

鑑定業者の名称等を記載すること。

代表者の職氏名を記載すること。
職氏名はワープロ、ゴム印も可。押印不要。

誓 約 書

私共役員は、不動産の鑑定評価に関する法律 第 2 5 条

第 1 号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第 2 号の「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者」に該当しないこと、
第 3 号の「第 1 6 条第 5 号又は第 6 号に該当する者」に該当しないこと、
第 4 号の「第 3 0 条第 6 号又は第 4 1 条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から 3 年を経過しない者」に該当しないこと、
第 5 号の「第 4 1 条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第 2 9 条第 1 項第 1 号に該当し、第 3 0 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと

を誓約します。

年 月 日

兵庫県知事 殿

名称・商号

株式会社〇〇不動産鑑定

申請者氏名

(代表者職氏名)

代表取締役 兵庫 太郎

鑑定業者の名称等を記載すること。

代表者の職氏名を記載すること。
職氏名はワープロ、ゴム印も可。押印不要。